農山漁村再生可能エネルギー法

基本計画

（営農型太陽光発電のみを基本計画に位置付ける場合の作成イメージ）

市 町 村 名	○○市
策 定 年 月	令和○年○月

- ✓ 市町村は、協議会の場の積極的な活用等により、地域の関係者の合意形成を図りながら基本計画を作成することが重要です。
- ✓ また、地域の関係者の方々は、それぞれの役割に応じ、基本計画の円滑かつ的確な作成・実施に向けて積極的に協議に参画することが求められます。
- ✓ 以下、基本計画作成イメージに記載されている事項のほか、地域の特色に合わせて項目を追加するなど、柔軟に基本計画を活用することが肝要です。

１．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市には豊かな自然環境を背景に、優良な農地や山林が広がっている。これらの農地や山林は、農林業を通じた地域活性化や環境保全等、本市において大きな役割を担っている。しかし、近年の農業者の高齢化、荒廃農地の増加、農業資材の高騰など、本市における農業は厳しい状況にあり、今後一層深刻化するものと見込まれる。

他方、本市は日照量が多く太陽光発電に適した特性を有しており、太陽光やバイオマスをはじめとした未利用な地域資源を再生可能エネルギー源として有効活用し、その利益が地域に適切に還元されることは、農林漁業の健全な発展にも貢献するものである。

このため、本市は、発電と農業が両立した望ましい形での営農型太陽光発電の導入を促進することにより、農業経営の改善、所得向上を通じた地域活性化を図るとともに、地域の実情に応じた再生可能エネルギー源の活用に向けた検討を進める。

なお、農地上で発電事業を行う営農型太陽光発電の導入にあたっては、地域の農業者が主体的な役割を果たし、農地の食料生産基盤としての機能が維持される取組が行われる必要がある。

そこで、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成 26 年農林水産省・経済産業省・環境省告示第４号）第２の１の（６）に基づき、営農型太陽光発電に関する基本理念及び基本理念実現のために求められる設備の形状・実施の形態を以下のとおり規定する。

ア　営農型太陽光発電の基本理念

営農型太陽光発電は、適切な営農の継続を前提として、農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に太陽光発電設備を設置するものである。このため、営農型太陽光設備の下部の農地において栽培する農作物の単位当たり収穫量（以下「単収」という。）が、本市内の同じ年産の平均的な単収と比較して、おおむね２割以上減少するおそれがないものとする必要がある（遊休農地を再生利用する場合を除く。）。加えて、次に掲げる取組とする必要がある。

（ⅰ）　将来にわたって、食料生産の基盤である農地の機能が維持され、食料安全保障にも資する取組であること

（ⅱ）　発電事業者だけでなく、農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること

（ⅲ）　地域と共生し、地域活性化に資する取組であること

イ　基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

（ⅰ）　営農に関すること

a　営農者

・　地域計画の区域内に設置する場合は、営農者が地域計画において、農業を担う者として記載されていること。

・　栽培に必要な労働力が確実に確保されていること。

・　下部の農地において栽培する農作物について、年間 50 万円以上の生産・販売実績等を有しているなど、業としての農業の持続性が確保されていること。

b　品目

・　下部の農地において栽培する農作物が、地域で一般的に栽培され、一般的な販路が確立している品目であること。また、「一般的な販路」には一般的に市場価値が認められないものを発電事業者等が買い取る場合は含まれないことに留意すること。

・　下部の農地において栽培する農作物が、原則として初年度から毎年収穫することが可能な品目であること。農作物の性質上やむを得ない場合であっても、３年以内に計画収量を確保できる品目であること。なお、これまでの実証研究等によると、米、麦、大豆は、適切な栽培管理を前提に、アに掲げる単収を確保することが可能とされている。

（ⅱ）　営農型太陽光発電設備に関すること

a　営農型太陽光発電設備の遮光率が 30%未満であること。ただし、当該設備が遮光率での判定が困難な設備である場合は、下部の農地において栽培する農作物の生育期間を通じてほ場の全ての地点で日射量の減少率が 20%未満であること。

b　ほ場からの最低地上高がおおむね３ｍ以上、かつ、農業機械の通路の幅が概ね４ｍ以上確保されるよう支柱が設置されており、耕作者が農作業を効率的に行うことができる空間が確保できていること。

（ⅲ）　地域との共生に関すること

a　〇〇協議会において、適切な営農の継続が確保されることにより、地域農業の振興に資する内容となっているか、協議が調っていること。

当該地域が地域計画の区域内であるときは、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について協議が調っていること。

b　営農者以外の者が発電事業を行う場合において、発電事業者が営農者（当該営農型太陽光発電における営農者と下部の農地の地権者が異なる場合は、営農者及び地権者）と合意の上、発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元が行われること。

c　保険への加入や自己資金での対応等、営農型太陽光発電設備の損壊等による第三者への損害に対する補償の方針が明確であること。

d　土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと

e　営農型太陽光発電設備の撤去費用の確保が確実であること

記載のポイント

- 市町村内の農業の現状や地域の課題、再エネの導入等に係る将来の見通し等を踏まえて記載してください。
- 必要に応じて、自然環境保全や環境との調和への配慮、その他の政策と整合性を図った記載としてください。
- ア　基本理念については、農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針（告示）と同一の記載としてください。
- イ　基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・実施の形態については、原則、農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針（告示）と同様の記載としてください。
- （i）b　品目に該当する具体的な農作物が想定される場合、必要に応じて当該項目内で例示等を行ってください。
- (iii)a　地域において農山漁村再エネ法に基づく協議会が組織されている場合は、その名称を記載してください。

２．再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目　※		面積（m^2）	備考
		登記簿	現況		
a	○○区の農用地のうち、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用等に支障を及ぼすおそれがないと認められる地域	―	―	―	営農型太陽光発電設備の整備

記載のポイント

- 位置等から見て、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないこと認められる区域とし、これにより除外するべき地区がある場合や日照量等の諸条件から導入が見込まれる地域が限られる場合等は適切に反映してください。
- 具体的な区域の設定が難しい場合は、以上のような記載した上で、具体的な適用に当たって、集団的な農用地の中央部ではない等、位置等からみて農業上の効率的かつ総合我的な利用等に支障を及ぼすおそれがないかに留意してください。
- 具体的な区域設定に当たっては、農業振興地域制度や地域計画、農業農村整備事業の担当部局、農業委員会の意見を聞きながら行ってください。
- 特に、農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の点に留意することが必要です。
  - ・農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - ・農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとなるおそれがないこと。

３．２の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備　考
a	営農型太陽光発電設備	地域や農業の実情に応じた適正な規模	ー

記載のポイント

- 市町村は、必要に応じ、設備整備者や再生可能エネルギー電気の発電について専門的知識を有する者の意見を聞いたうえで、設備整備計画において整備する発電設備の規模を求めてください。
- 基本計画作成時点で具体の整備計画の構想がない市町村にあっては、上記の記載としてください。
- 具体的な整備計画が検討された時点において、基本計画を改定する必要があります。この際、基本計画の作成時に想定されていない形態の取組が導入される場合には、地域の関係者の合意を図りながら改定することが重要です。

４．再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
・発電した電力の自家利用や売電収入（発電事業者から支払われる営農協力金等を含む）により農業経営の改善を図ること ・発電事業者が売電収益の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備を行うこと 等により、農業の生産性向上や持続的な発展に資する。	

記載のポイント

- 農林漁業の発展に資する取組については、地域の農林漁業の発展に必要で、かつ、実現可能なものとなるよう、市町村、関係農林漁業・団体、発電事業者の実行能力等を見極めながら検討してください。

５．自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

（１）自然環境の保全との調和

地域の野生動物の生態等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

（２）景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

記載のポイント

- 再生可能エネルギー発電に当たっては、自然公園や原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、生息地等保護区域、鳥獣保護区の保全に支障が生じないように配慮してください。
- 必要に応じ、自然環境に与える影響を調査し、その対策について検討してください。

６．再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

営農型太陽光発電事業を中止又は終了する際は設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。

これらの事項に加え、地権者等との契約書等においては、原状回復されないときの損害賠償等について明記されていることが望ましい。

記載のポイント

- 事業の中止または終了時に営農型太陽光発電設備が放置されないよう、当該設備の撤去にかかる費用負担等について定めてください。

７．その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

（１）ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや公報等により広く周知する。

（２）設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約内容や撤去費用の確保が確実であることを確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備計画を実施すべき期間（農地の一時転用許可期間と同一の期間として、原則三年以内）、毎年度の実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

（３）設備計画の認定の取消し

設備整備計画の実施状況が適切に報告されない場合や、是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消す場合がある。

（４）区域外の関係者との連携

〇〇市、再生可能エネルギー発電事業者、Ａ農業協同組合等の関係者は、〇〇市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域